

# 専用水道事務月報

## Graffer(グラファー)スマート申請マニュアル

### ご 利 用 の 前 に

#### ◆ 基本事項

- 「Graffer スマート申請」(以下、「スマート申請」)は、株式会社グラファーが提供し、町田市がオンライン申請の手続きで使用している、インターネット通信を使用する申請サービスです。利用する際に発生する通信料につきましては、利用者の方に負担いただく必要があります。
- スマート申請を利用するには、メールアドレスが必要です。手続きに利用可能なメールアドレスをお持ちでない場合は、スマート申請以外の方法(窓口にて提出、郵送、FAX 等)にて手続きいただく必要があります。

#### ◆ 推奨環境 以下の OS の最新バージョン・推奨ブラウザにて利用してください。

##### ● スマートフォン

iPhone の場合 OS: iOS 最新版、ブラウザ: Safari 最新版  
Android の場合 OS: Android 最新版、ブラウザ: Google Chrome 最新版

##### ● パソコン(推奨ブラウザ)

Safari 最新版、Google Chrome 最新版、Microsoft Edge 最新版、Firefox 最新版

#### ◆ スマート申請の取扱いについて

- 開庁時間外に申請された場合は、翌開庁日以降の受付となります。また、必要な添付書類が不足していた場合は、差し戻しをさせていただく場合があります。
- 必要事項の入力漏れや必要書類の不足等があった場合は、市担当者から連絡させていただきます。スマート申請には担当者の連絡先を入力する部分がありますが、平日の日中に連絡が取れる連絡先を入力してください。
- スマート申請をご利用いただいた場合、受付後に添付データ等の返却は行いません。

#### ◆ 添付書類について

- 以下の添付書類をそれぞれ電子データ([PDFファイル形式](#))にてアップロードする必要があります。1ファイルにつき 10MB までアップロードできます。PDF ファイル形式にて添付できない場合は、郵送又は直接、ご提出ください。PDF ファイルのセキュリティ設定(閲覧・印刷制限等)により処理できない場合は差し戻しとさせていただく場合がありますので、ご注意ください。

<添付書類>

- 1 水質検査結果
- 2 水質検査表（一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査）
- 3 健康診断の結果を記載した書類（おおむね6か月ごと）

#### 【本マニュアルに関する留意事項】

スマート申請は、株式会社グラファーにより、表記内容やレイアウト等が更新される場合があります。  
本マニュアルは、2025年9月1日時点の情報をもとに構成しています。

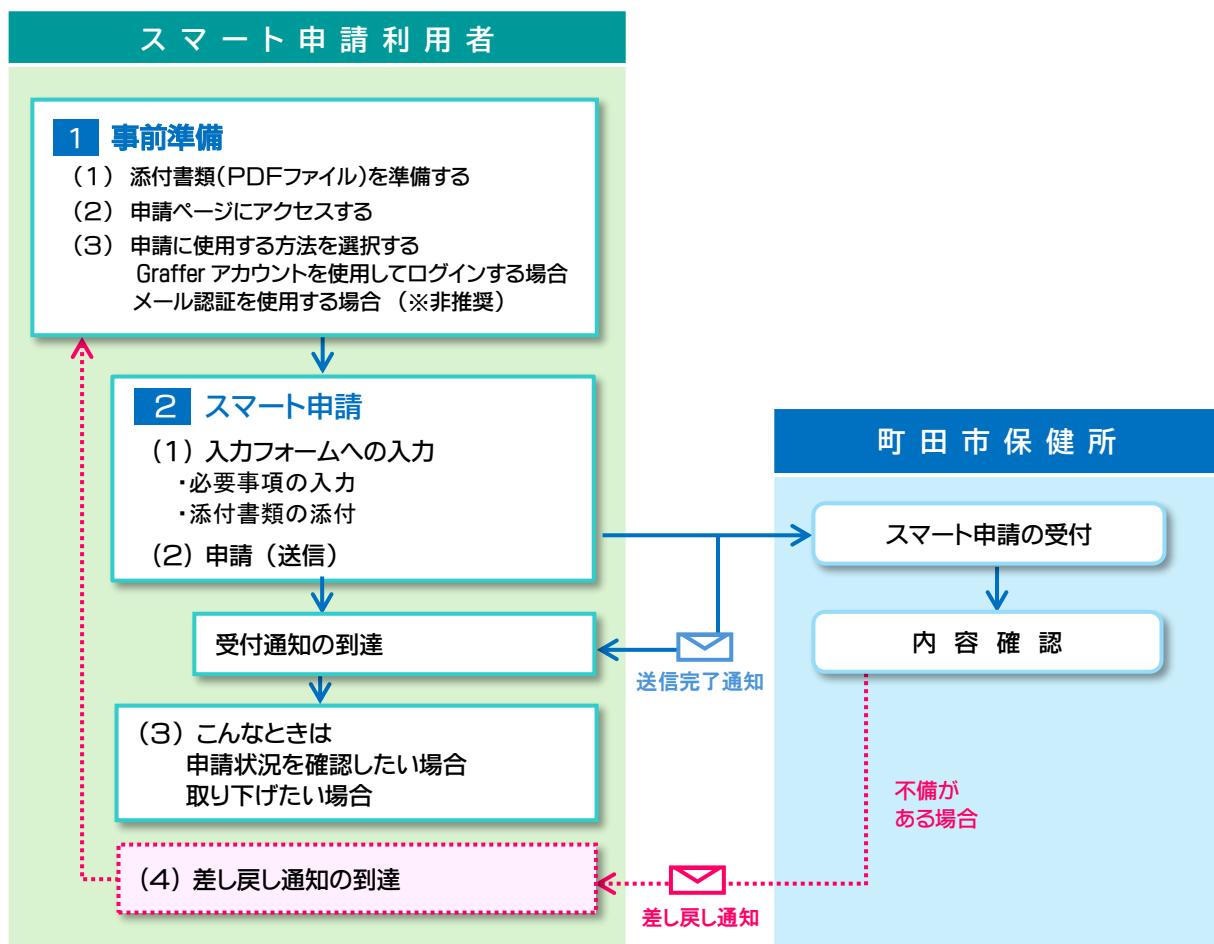
# 目 次

## 1 事前準備

(1) 添付書類(PDFファイル)を準備する	3
(2) 申請ページにアクセスする	3
(3) 申請に使用する方法を選択する	4
Graffer アカウントを使用してログインする場合	4
メール認証を使用する場合（※非推奨）	6

## 2 スマート申請

(1) 入力フォームへの入力	7
(2) 申請（送信）	11
(3) こんなときは	
申請状況を確認したい場合/取り下げたい場合	12
(4) 【内容に不備がある場合のみ】差し戻し通知の到達	13



Graffer を使用したスマート申請の流れ

# 1 事前準備

## (1) 添付書類(PDFファイル)を準備する

以下の添付書類をそれぞれ PDF ファイル形式で用意してください。

1 水質検査結果

2 水質検査表（一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査）

3 健康診断の結果を記載した書類（おおむね6か月ごと）

- ① PDF ファイルで添付できない場合は郵送、FAX 又は直接、提出してください。
- ① PDF ファイルは、1 ファイルにつき 10MB(メガバイト)までアップロードできます。
- ① PDF ファイルのセキュリティ設定（閲覧・印刷制限等）により処理できない場合は差し戻しさせていただく場合がありますので、ご注意ください。

## (2) 申請ページにアクセスする

下記の URL にアクセスしてください。

### ◆ 「専用水道事務月報」(Graffer ホームページ)

<https://ttzk.graffer.jp/city-machida/smart-apply/apply-procedure-alias/senyosuido-geppo>



※ 右の二次元コードからもアクセスできます。

**参考** 町田市ホームページにも上記URLを掲載しています

[掲載階層] 町田市トップページ (<https://www.city.machida.tokyo.jp/>)  
    >医療・福祉>町田市保健所>環境衛生>水道関係>専用水道

### (3) 申請に使用する方法を選択する

スマート申請を行うには、Graffer アカウントを使用して申請する方法と、Graffer アカウントを使用せずにメール認証により申請する方法がありますが、アカウントを使用しない場合は利用可能な機能に制限があるため、Graffer アカウントを使用して申請する方法を推奨します。なお、Graffer アカウントは無料で登録することができます。

- ① Graffer アカウントを使用せず、メール認証によってスマート申請を利用し、報告を提出することもできます。Graffer アカウントを使用すると、申請後に申請内容や取扱い状況を確認することができるほか、過去に申請に使用した入力した情報を再利用して新たな申請を行うこともできるなどのメリットがあります。

#### Graffer アカウントを使用してログインする場合 ※推奨

Graffer アカウントをお持ちでない場合は、表示内容を確認し、「新規登録またはログインして申請」をクリックしてください。

### 専用水道事務月報

入力の状況 0%

町田市の「専用水道事務月報」のオンライン申請ページです。

町田市内に施設が所在する専用水道設置者又は受託水道管理者の方は、町田市水道法施行細則第6条に基づき、水質検査結果、健康診断結果のほか、衛生上必要な措置の実施状況を毎月、保健所に提出してください。

**手続きの前に**

- こちらの手続きでは、「水質検査結果」、「水質検査表（一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査）」及び「健康診断の結果を記載した書類」について、電子データ（PDFファイル形式）をアップロードする必要があります。1ファイルにつき10MBまでアップロードいただけます。PDFファイル形式にて添付できない場合、郵送又は直接、ご提出ください。

[様式等、詳細はごちら](#)

**Grafferアカウントを利用する方**

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

**新規登録またはログインして申請**

または

**Grafferアカウントを利用しない方**

メールアドレスの確認のみで申請ができます。  
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

**アカウント登録せずにメールで申請**

## Graffer アカウントをお持ちでない場合（Graffer アカウントの登録）

下部にある「新規アカウント登録」をクリックして、次の画面に進み、新規アカウントを登録してください。

**参考** Graffer アカウントの作り方について、下記 URL からご確認いただけます

◆「Graffer アカウントの作り方を教えてください」（株式会社グラファー）

<https://graffer.jp/faq/wh3fgw>

※ 下の二次元コードからもアクセスできます。



Graffer アカウントをお持ちの方  
Graffer アカウント規約 [ ] プライバシーポリシー [ ] をお読みのうえ、同意してログインしてください。

Googleでログイン  
LINEでログイン  
メールアドレスでログイン

ログイン方法について教えてください [ ]

Graffer アカウントをお持ちでない方  
Graffer アカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

**新規アカウント登録**

「Graffer アカウント規約」、「プライバシーポリシー」を確認し同意のうえ、ログインしてください。

Graffer アカウントをお持ちの方  
Graffer アカウント規約 [ ] プライバシーポリシー [ ] をお読みのうえ、同意してログインしてください。

Googleでログイン  
LINEでログイン  
メールアドレスでログイン

ログイン方法について教えてください [ ]

町田市のサービスにGビズIDでログインする

Graffer アカウントをお持ちでない方  
Graffer アカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

**新規アカウント登録**

画面下部の「利用規約」を確認し同意のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「申請に進む」をクリックしてください。

**利用規約をご確認ください**

利用規約 [ ] に同意して、申請に進んでください。

利用規約に同意する [必須]

**申請に進む**

## メール認証を使用する場合 ※非推奨

⚠ メール認証を利用して報告を提出する場合、申請者は申請後に申請内容や取扱い状況を確認することができなくなるほか、過去に申請に使用した入力情報を再利用して新たな申請を行うこともできなくなります。仮に差戻しがあった場合でもすべて入力し直す必要がありますのでご注意ください。

「アカウント登録せずにメールで申請」を選択します。

メールアドレスを入力し、「確認メールを送信」をクリックします。

確認メールを送信したアドレスあとに、「noreply@mail.graffer.jp」からメールが届きますので、記載されているURLをクリックして、メールアドレスの認証を完了してください。

Grafferアカウントを利用する方  
ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。  
新規登録またはログインして申請

Grafferアカウントを利用しない方  
メールアドレスの確認のみで申請ができます。  
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

申請に利用するメールアドレスを入力してください。  
申請用のページのリンク（URL）をお送りします。

メールアドレス 必須  
example@example.com

迷惑メール設定としてドメイン指定受信を設定されている方は  
「@mail.graffer.jp」を受信できるよう指定してください。

確認メールを送信

画面下部の「利用規約」を確認し同意のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「申請に進む」をクリックしてください。

利用規約をご確認ください

利用規約 □ に同意して、申請に進んでください。

利用規約に同意する 必須

申請に進む

① メールに記載されているURLをクリックしても接続できない場合  
自動で推奨でないブラウザが開かれている可能性があります。メール内のURLをコピーし、推奨ブラウザで接続し直してみてください。

【参考】スマート申請はOSの最新バージョン・推奨ブラウザにて接続してください。

◆ スマートフォン

iPhoneの場合 OS: iOS 最新版、ブラウザ: Safari 最新版

Androidの場合 OS: Android 最新版、ブラウザ: Google Chrome 最新版

◆ パソコン（推奨ブラウザ）

Safari 最新版、Google Chrome 最新版、Microsoft Edge 最新版、Firefox 最新版

## 2 スマート申請

### (1) 入力フォームへの入力

#### 報告する施設の名前をご入力ください

施設名称を入力してください。

入力したら、「一時保存して、次へ進む」をクリックし、次の画面に移動してください。

- ① メール認証を利用している場合、「一時保存して、次へ進む」ではなく、「次へ進む」と表示されます。

次へ進む

専用下水道事務月報

入力の状況 25%

メールアドレス

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

#### 今回、提出するのは何月分の報告ですか？

今回提出する報告の該当月を入力してください。

入力したら、「次へ進む」をクリックし、次の画面に移動してください。

専用下水道事務月報

入力の状況 50%

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

## 提出書類をアップロードしてください

提出書類（PDF形式）をアップロードしてください。

提出書類が複数ファイルに分かれてしまう場合は、「追加アップロード」の項目にアップロードすることもできます。

① PDFファイルで添付できない場合は、郵送、FAX又は直接、提出してください。

① PDFファイルは、1ファイルにつき10MBまでアップロードできます。

① PDFファイルのセキュリティ設定（閲覧・印刷制限等）により処理できない場合は差し戻しとさせていただく場合がありますので、ご注意ください。

**参考** 専用水道事務月報の様式は、町田市ホームページにも掲載しています

[掲載階層] 町田市トップページ  
(<https://www.city.machida.tokyo.jp/>)  
>医療・福祉>町田市保健所>環境衛生  
>水道関係>専用水道



入力したら、「次へ進む」をクリックし、次の画面に移動してください。

専用水道事務月報

入力の状況

75%

### 入力フォーム

#### 提出書類をアップロードしてください

こちらでアップロードできるファイル形式は「PDFファイル形式」です。  
添付ファイル1つにつき10MBまでアップロードできます。

専用水道事務月報

必須

ファイルを選択…

水質検査結果【毎月実施分】

必須

水道法第34条第1項において準用する同法第20条第1項の水質検査の結果を記載した書類のうち、同施行規則第十五条第一項第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項についての検査の結果を記載した書類を添付してください。

ファイルを選択…

水質検査表【毎日実施分】

必須

水道法第34条第1項において準用する同法第20条第1項の水質検査の結果を記載した書類のうち、同施行規則第十五条の規定に基づき実施した、一日一回以上行う色及び臭り並びに消毒の残留効率に関する検査の結果を記載した書類を添付してください。

ファイルを選択…

健康診断の結果を記載した書類

任意

水道法第34条第1項において準用する同法第21条第1項の健康診断の結果を記載した書類を添付してください。

ファイルを選択…

【任意】追加アップロードが必要な場合

添付書類が複数ファイルに分かれている等の事情で上記にて必要なファイルを添付しきれない場合、以下にて追加アップロードいただけます。

追加アップロード1

任意

ファイルを選択…

追加アップロード2

任意

ファイルを選択…

追加アップロード3

任意

ファイルを選択…

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

戻る

## (2) 申請（送信）

申請内容を確認し、内容に問題がなければ、「この内容で申請する」をクリックして下さい。

申請が正しく送信できた場合、申請内容が送信完了をお知らせするメールが「noreply@mail.graffer.jp」から自動送信されます。

専用水道事務月報  
入力の状況 100%

**申請内容の確認**

報告する施設の名前をご入力ください

申請者の種別 必須 必須 編集

個人 編集

名前 必須 必須 編集

町田市専用水道 編集

メールアドレス 自動入力 必須 編集

hoken040@city.machida.tokyo.jp

今回、提出するのは何月分の報告ですか？

今回、提出するのは何月分の報告ですか？ 必須 必須 編集

2025-09 編集

**提出書類をアップロードしてください**

専用水道事務月報 必須 必須 編集

[専用水道事務月報.pdf](#) 編集

水質検査結果【毎月実施分】 必須 必須 編集

[水質検査結果\(2025年9月分\).pdf](#) 編集

水質検査表【毎日実施分】 必須 必須 編集

[水質検査表\\_\(2025年9月分\).pdf](#) 編集

健康診断の結果を記載した書類 任意 任意 編集

[検便検査結果\\_\(2025年9月分\).pdf](#) 編集

追加アップロード 1 任意 任意 編集

追加アップロード 2 任意 任意 編集

追加アップロード 3 任意 任意 編集

この内容で申請する

### (3) こんなときは

#### 申請状況を確認したい場合/取り下げたい場合

① 送信完了メールに、申請の詳細を確認するための URL が記載されているので、押下します。

① メールに記載されているURLをクリックしても接続できない場合  
自動的に推奨でないブラウザが開かれている可能性があります。  
メール内のURLをコピーし、推奨ブラウザで接続し直してみてください。

【参考】スマート申請は以下のOSの最新バージョン・推奨ブラウザにて接続ください。

- ◆ スマートフォン
  - iPhoneの場合 OS: iOS 最新版、ブラウザ: Safari 最新版
  - Androidの場合 OS: Android 最新版、ブラウザ: Google Chrome 最新版
- ◆ パソコン（推奨ブラウザ）
  - Safari 最新版、Google Chrome 最新版、Microsoft Edge 最新版、Firefox 最新版

② Grafferへのログイン画面が現れますので、「Graffer アカウント規約」、「プライバシーポリシー」を確認し同意のうえ、ログインしてください。

③ 対応ステータス欄に、現在の申請状況が表示されています。

④ 申請を取り下げたい場合は、「申請を取り下げる」を押下し、取り下げてください。

申請一覧 / 申請詳細

専用水道事務月報

申請番号 7989-1719-8761-0160118

[申請を取り下げる](#) [この申請をもとに新規申請](#)

申請基本情報		申請内容
申請先	町田市	
対応ステータス	受付済	
手続き名称	専用水道事務月報	
申請者情報		
種別	個人	
氏名		
メールアドレス		
受付日時	2025/10/09 17:13	

※Graffer アカウントを利用せず申請した場合、「この申請をもとに新規申請」ボタンは現れません。

#### 対応ステータスの各状況について

対応ステータス	状況
受付済	市担当者が未確認の状態です。
処理中	市担当者が確認作業中の状態です。
完了	受付処理が完了した状態です。
差し戻し	市担当者が申請内容を確認し、添付図書類の不備等のため差し戻された状態です。
取下げ	申請を取り下げる取下げをしたか、市担当者が何らかの理由で取下げした状態です。

#### (4) 【内容に不備がある場合のみ】差し戻し通知の到達

内容に不備がある場合、申請が差し戻される場合があります。その際には、差し戻しを伝える通知が「noreply@mail.graffer.jp」から送信されます。差し戻し理由を確認したうえで再度、申請してください。

#### I Graffer アカウントを使用して申請していた場合

「差し戻し通知」のメール内に、申請状況の詳細確認用の URL が記載されています。当該 URL から開いた画面から Graffer にログインすると、「この申請をもとに新規申請」を選択できますので、差し戻された申請の入力内容をもとに、指摘箇所を修正することで再度、新規申請しなおしてください。

申請一覧 / 申請詳細  
専用水道事務月報  
申請番号 7989-1719-8761-0160118  
この申請をもとに新規申請  
申請基本情報 申請内容  
申請先  
町田市  
対応ステータス  
差し戻し  
手続き名称  
専用水道事務月報  
申請者情報  
種別 個人  
氏名  
メールアドレス  
受付日時  
2025/10/09 17:13

#### I 「アカウント登録せずメールで申請」を使用して申請していた場合

差し戻された申請の入力内容を再利用して申請することはできません。  
再度、「**2 Graffer スマート申請**」から新規申請をしなおしてください。

### 3 受付完了通知の到達

内容に不備がなければ、スマート申請が受理された旨のメールが「noreply@mail.graffer.jp」から送信されます。受付が完了したことを知らせる内容となりますので、必要に応じ保存してください。

## ■ 「よくあるご質問」ページ(株式会社グラファー)のご案内

株式会社グラファーが提供する  
「よくあるご質問」ページをご覧い  
ただくことができます。スマート申  
請の各ページ（入力フォームのペー  
ジを含む）の上部及び下部に、リ  
ンクがありますので、スマート申請の  
操作に関しお困りの場合などにはご  
確認ください。

The screenshot shows the 'General Questions' page of Graffer Inc. The top navigation bar includes '町田市 スマート申請' (Chitose City Smart Application), a search bar, and a 'よくあるご質問' (FAQ) link which is highlighted with a red box. The main content area is titled '専用水道事務月報' (Special Waterworks Affairs Monthly Report). It contains a form for 'Waterworks Affairs Monthly Report' with sections for 'Input Status' (0%), 'Report Content' (町田市の「専用水道事務月報」のオンライン申請ページです。), and 'Procedure Before Submission' (手手続きの前に). A note specifies that files must be PDF format and less than 10MB. Below this, there are two options: 'Graffer Account User' (Grafferアカウントを利用する方) and 'Not a Graffer Account User' (Grafferアカウントを利用しない方). Both options have a 'New Registration or Login' button ('新規登録またはログインして申請'). At the bottom, it says 'Chitose City official website as provided by Graffer Inc.' (町田市公式ページとして株式会社グラファーが運営しています.) and lists certifications: IS 689557 / ISO 27001 and CLOUD 806590 / ISO 27017. The footer includes links for 'Privacy Policy' (Privacy Policy), 'Terms of Use' (利用規約), 'Graffer Account Terms of Use' (Grafferアカウント利用規約), 'Privacy Policy' (Privacy Policy), 'Smart Application' (スマート申請), 'Web Access Security' (ウェブアクセスセキュリティ), and 'FAQ' (よくあるご質問), with the 'FAQ' link also highlighted with a red box.

町田市保健所 生活衛生課 環境衛生係  
〒194-0021 東京都町田市中町 2-13-3 保健所中町庁舎  
電話：042-722-3254/ファクシミリ：042-722-7354